

議案第 8 号

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 31 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約

君津郡市広域市町村圏事務組合同規約（昭和 44 年千葉県指令第 2229 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を第 7 号とし、第 10 号を第 8 号とする。

第 9 条の 2 及び第 9 条の 3 を削る。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

君津郡市広域市町村圏事務組合規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。</p> <p>(1) ～(5) 省略</p> <p><u>(6)</u> 省略</p> <p><u>(7)</u> 省略</p> <p><u>(8)</u> 省略</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。</p> <p>(1) ～(5) 省略</p> <p><u>(6) 視聴覚教材センターの設置及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(7) 結核対策委員会の設置及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(教育委員会の設置及び組織)</u></p> <p><u>第9条の2 組合に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に定める教育委員会を置く。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。</u></p> <p><u>(教育委員の解職請求に関する事務等を処理する選挙管理委員会)</u></p> <p><u>第9条の3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第14条に規定する選挙管理委員会は、木更津市選挙管理委員会とする。</u></p>